

～令和6年1月から拡充・新設されています～

両立支援等助成金 【育休中等業務代替支援コース】

育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を行った中小企業事業主に支給します。

※ ①③は同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、出生時両立支援コース（第1種）、育児休業等支援コース（育休取得時）のいずれかと併用可能です。

	支給額	
①手当支給等（育児休業） （※2）	ABの合計額 （最大125万円）	A.業務体制整備経費：5万円 （育休1か月未満：2万円） B.手当支給総額の3/4（※1） ※上限10万円/月、12か月まで
②手当支給等（短時間勤務） （※2）	ABの合計額 （最大110万円）	A.業務体制整備経費：2万円 B.手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
③新規雇用（育児休業） （※2）	代替期間に応じた額を支給（※1） 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円	
④有期雇用労働者加算	①～③に 10万円加算（※3）	
⑤育児休業等に関する情報公表加算	①～③に 2万円加算（※4）	

※1 プラチナくるみん認定事業は割増・加算あり

※2 ①～③の合計で1年度10人まで、初回から5年間支給（くるみん認定）

※3 育休取得者/短時間勤務者が有期雇用労働者かつ業務代替期間1か月以上の場合に加算

※4 育児休業の取得状況等を指定のwebサイト上で公表した場合、1事業主1回限り加算

おもな要件

① 手当支給等（育児休業）

- 業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務代替者に対する賃金増額制度を就業規則等に規定し、制度に基づき業務代替機関における業務代替者の賃金を増額
- 対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日までの3か月間以上雇用保険被保険者として継続雇用
- 育児休業取得者の職場復帰までに育児休業取得者を原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定

★記載した内容以外にも要件がありますので、必ず厚生労働省ホームページで支給要領等をご確認ください（①～③共通）

② 手当支給等（短時間勤務）

- 業務の見直し・効率化の取組の実施
- 代替業務に対応した賃金制度を就業規則等に規定し、制度に基づき業務代替機関における業務代替者の賃金を増額
- 3歳未満の子を養育する労働者が育児のための短時間勤務制度を1か月以上利用し、支給申請日まで雇用保険被保険者として継続雇用

③ 新規雇用（育児休業）

- 育児休業取得者の代替要員を新規雇用または派遣受入れで確保
- 対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで3か月以上雇用保険被保険者として継続雇用
- 育児休業取得者の職場復帰までに育児休業取得者を原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定

活用事例

管工事、各種機器販売を行う事業所において、育児休業取得者の代替要員を新規で採用。代替者は7日間、業務の代替を行った。
⇒【支給金額】9万円



厚生労働省ホームページ
「両立支援等助成金」



問い合わせ先

香川労働局 助成金センター

所在地：高松市サンポート2-1

高松シンボルタワー棟12階

開庁日・時間：平日・9時00分～17時00分

電話番号：087-823-0505